

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年11月14日
【四半期会計期間】	第74期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	鴻池運輸株式会社
【英訳名】	Konoike Transport Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鴻池 忠彦
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区備後町二丁目6番8号
【電話番号】	06(6271)4600(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市中央区備後町二丁目6番8号
【電話番号】	06(6271)4600(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第73期 第2四半期連結 累計期間	第74期 第2四半期連結 累計期間	第73期
会計期間	自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日	自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日	自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日
売上高 (百万円)	115,837	114,696	227,749
経常利益 (百万円)	4,388	4,370	7,542
四半期(当期)純利益(百万円)	2,367	2,568	3,978
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,316	4,644	5,377
純資産額 (百万円)	64,531	75,155	70,752
総資産額 (百万円)	164,824	173,329	170,807
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	94.68	90.28	158.29
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	38.3	42.4	40.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,938	8,020	10,434
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,160	4,951	5,471
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	804	1,991	2,002
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高 (百万円)	14,786	21,409	19,893

回次	第73期 第2四半期連結 会計期間	第74期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成24年 7月 1日 至 平成24年 9月30日	自 平成25年 7月 1日 至 平成25年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	47.28	43.96

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は、次のとおりであります。

< 複合ソリューション事業 >

関係会社の異動はありません。

なお、平成25年7月1日付で、鹿島選鉱(株)を(株)エコイノベーションに商号変更しております。

< 国内物流事業 >

関係会社の異動はありません。

< 国際物流事業 >

関係会社の異動はありません。

< その他 >

関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、日本銀行による大幅な金融緩和や公共投資を柱とした経済対策により株高円安基調が継続し、一部の耐久消費財を中心に個人消費の持ち直しが見受けられ始めるなど、景気回復に向けた兆しが現れ始めました。しかしながら、新興国経済の成長鈍化や円安による原材料価格の高騰、消費増税後の消費マインド低下など景気の下振れリスクも拡大しており、先行きは依然として不透明であります。

このような経済状況のもと、当社グループは厳しさを増す経営環境を見据え、企業価値の向上と更なる成長を実現するため、3ヵ年中期経営計画「エクスプレス計画Vol.2」を策定し、現在2年目として実行しております。最注力分野の一つと位置付けた医療分野において、提案型医療物流センター業務の拡大や高度メディカル輸送(再生医療品・検査検体・ワクチン等の輸送)の推進、インドでのホスピタルロジスティクスの展開を図るなど、物流の枠を越えた次世代中核事業の創出に積極的に取り組んで参りました。

当第2四半期連結累計期間における業績といたしましては、上記取り組みにより、医療関連分野において大幅な伸長となりましたが、鉄鋼関連分野での顧客の合理化施策への対応や競争激化を受け、売上高は1,146億96百万円(前年同期比1.0%減)、営業利益は42億20百万円(同7.8%減)、経常利益は43億70百万円(同0.4%減)となりました。四半期純利益につきましては、復興特別区域法の適用による減税効果等により25億68百万円(同8.5%増)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、各報告セグメントを構成する事業本部に所属する営業所の一部について、所属する事業本部を変更しております。そのため、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を当該変更後の数値で比較しております。

複合ソリューション事業

複合ソリューション事業におきましては、食品分野において猛暑の影響によりスポーツ系飲料を中心とした清涼飲料水の製造請負業務が増加した他、流通分野では食料品や日用品等の生活必需品を扱う配送センター業務が新規輸送業務の獲得等により好調に推移しました。医療関連分野におきましても、顧客医療機器配送センターでの構内作業や子会社での院内物流の増加等により大幅な伸びとなりました。しかしながら、鉄鋼関連分野において職域再編や顧客の合理化施策への対応等による影響を受けたことに加え、外交問題の長期化により中国航空便の便数回復が遅れたこと等により空港関連分野が伸び悩み、売上高は743億円(前年同期比2.7%減)、セグメント利益は57億30百万円(同4.9%減)となりました。

国内物流事業

国内物流事業におきましては、定温物流分野において、配送先店舗の増加等によりコンビニエンスストアや小売店向け冷蔵食品取扱業務が好調に推移した他、テーマパーク関連商品ならびにオフィス用品の取扱業務が増加したこと等により、売上高は253億53百万円(前年同期比0.3%増)となりました。その一方で、燃料価格の高止まりや電気料金の値上げによる冷凍・冷蔵倉庫運営費用の増加に加え、平成25年3月竣工の定温物流センター及び同5月竣工のアパレル専用倉庫の一時的な立ち上げ費用が発生したこと等により、セグメント利益は3億96百万円(同38.8%減)となりました。

国際物流事業

国際物流事業におきましては、アジア諸国の低成長が長期化していることにより、中国向け産業用機械の輸出業務が弱含みで推移する等、厳しい状況となりました。しかしながら、チャイナ・プラスワン戦略として注力しているバングラデシュからのアパレル品輸入業務の増加や、ベトナム向け精密機器製造設備輸送業務が期間を通して好調だったこと、アメリカ子会社での鋼管製造設備輸送業務の獲得ならびに冷凍・冷蔵食品のトランスロード業務(海上コンテナから鉄道トレーラーへの貨物詰替え業務)の増加等により、売上高は150億42百万円(前年同期比5.6%増)、セグメント利益は6億90百万円(同69.3%増)となりました。

(2) 財政状態

流動資産

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は665億28百万円であり、前連結会計年度末に比べ11億44百万円増加しました。主な要因は、現金及び預金が19億36百万円増加したこと、受取手形及び売掛金が9億21百万円減少したこと等によるものです。

固定資産

当第2四半期連結会計期間末における固定資産は1,068億1百万円であり、前連結会計年度末に比べ13億76百万円増加しました。主な要因は、建設仮勘定が22億83百万円増加したこと、投資有価証券が16億9百万円増加したこと、土地が26億75百万円減少したこと等によるものです。

流動負債

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は507億96百万円であり、前連結会計年度末に比べ31億2百万円増加しました。主な要因は、1年内償還予定の社債が50億円増加したこと、短期借入金金が10億59百万円減少したこと、支払手形及び買掛金が3億7百万円減少したこと等によるものです。

固定負債

当第2四半期連結会計期間末における固定負債は473億77百万円であり、前連結会計年度末に比べ49億83百万円減少しました。主な要因は、社債が50億円減少したこと等によるものです。

純資産

当第2四半期連結会計期間末における純資産は751億55百万円であり、前連結会計年度末に比べ44億2百万円増加しました。主な要因は、利益剰余金が22億95百万円増加したこと、為替換算調整勘定が12億34百万円増加したこと等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは80億20百万円の収入となり、前年同期に比べ30億81百万円増加しました。これは、主に税金等調整前四半期純利益が42億68百万円あったこと、減価償却費が32億75百万円あったこと、売上債権の減少額が11億40百万円あったこと、法人税等の支払額が10億80百万円あったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは49億51百万円の支出となり、前年同期に比べ27億91百万円減少しました。これは、主に有形固定資産の取得による支出が39億円あったこと、投資有価証券の取得による支出が5億26百万円あったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは19億91百万円の支出となり、前年同期に比べ11億87百万円減少しました。これは、主に短期借入金の純減少額が10億59百万円あったこと、長期借入金の返済による支出が4億76百万円あったこと、配当金の支払額が2億84百万円あったこと等によるものです。

これらの結果に現金及び現金同等物に係る換算差額4億1百万円及び、新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額36百万円を考慮し、当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末より15億15百万円増加し、214億9百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は当第2四半期連結会計期間において、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、当社並びにその子会社及び関連会社(以下「当社グループ」といいます)が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の20%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針

の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを、その基本方針と致します。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、下記(1)の経営理念を踏まえた企業価値向上への取組み、下記(2)のコーポレート・ガバナンスの強化の取組み及び下記(3)の株主の皆様に対する還元に関する取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられ、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(1) 経営理念を踏まえた企業価値向上への取組み

(a) 経営理念

当社グループは、以下の3点を念頭に置いて、高い品質のサービスを提供し、世界の人々の幸福と安全で安心な社会の実現に役立つプロフェッショナルサービス集団を目指しております。

- (i) 当社グループは、品格ある事業活動を通じて、顧客、取引先、株主の皆様、従業員をはじめ、全ての 人々を大切にします。
- (ii) 当社グループは、総合物流を中心に様々な分野において、顧客が新しい価値を創造するための質の高いサービスを提供します。
- (iii) 当社グループは、自然と人間の共存に努め、地球環境の保全と未来社会の健全な発展に貢献します。
当社グループは、かかる経営理念に基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を通じた株主の皆様を含むステークホルダーの繁栄、豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己表現、相互信頼・合理性のある組織風土の醸成等を推進しております。

(b) 中期経営計画の策定及び同計画達成のための施策

当社では、企業価値又は株主の皆様共同の利益の向上に向けた取組みとして、平成25年3月期（平成24年度）を初年度とし、平成27年3月期（平成26年度）を最終年度とする3か年間の中期経営計画「エクスプレス計画Vol.2 2012年度～2014年度」（以下「本中期経営計画」という）を策定し、現在2年目として実行中であり、中期経営計画の最終年度（平成26年度）は、売上高2,356億円、営業利益96億円、ROE（株主資本利益率）7.2%の達成を目指して取り組んでおります。

また、中期経営計画達成のための施策として、当社が現在取り組んでいる10のサービス分野のうち、本中期経営計画におきましては、医療関連サービス、ファッション&アパレルサービス、空港関連サービス及び定温物流サービスの4つの事業を最注力4分野と位置付け、重点的に強化することを企図するとともに、経営効率化を更に推進して参ります。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、法令遵守の徹底及び経営の健全性、迅速性の向上の観点から、企業価値・株主の皆様共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

まず、当社は、東京証券取引所の定める独立役員に該当する社外取締役1名を選任すると共に、定款で取締役の任期を1年に短縮し、株主の皆様が企業統治の在り方に直接意見を表明し得る機会を最大限確保するなど、かねてよりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

また、当社は、経営環境や市場の変化、顧客の動向に迅速に対応するために、迅速かつ適正な意思決定及び業務執行の遂行を図ると共に、事業活動に関する監査を強化することにより、取締役会及び監査役会の機能向上に努めております。

(3) 株主の皆様に対する還元に関する取組み

当社では、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的に安定的な配当を目指すことを配当政策の基本方針として参りました。

今後はこの方針に加えて、企業価値向上の成果を還元させて頂くことで、更に株主の皆様へ支援して頂けるよう、業績・収益状況に対応した配当を実現しつつ、企業価値の一層の充実をはかりたいと考えており、配当性向を今後3年間で概ね30%程度まで高めることを目標としております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年8月30日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）を導入することにつき決議を行い、あわせて本プランの導入に関する承認議案を平成26年6月に開催予定の当社第74回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に提出することを決定いたしました。本プランは、同日付けで効力が生じておりますが、本定時株主総会において上記承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本プランは、直ちに廃止されるものであります。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成25年8月30日付プレスリリース

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」

(http://www.konoike.net/ir/upload_file/tdnrelease/9025_20130829018474_P01.pdf)

をご参照下さい。

(1) 本プラン導入の目的について

本プランは、基本方針を踏まえ、(i)大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、(ii)当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、(iii)株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、導入されたものです。

(2) 本プランの概要

(a) 対抗措置発動の対象となる行為

次の から までのいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づき対抗措置が発動される場合があります。

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が事実上共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限りません）

(b) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提供していただきます。

(c) 取締役会及び独立委員会による検討等

当社取締役会及び独立委員会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には60日間（初日不算入）、それ以外の場合には90日間（初日不算入）の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定し、当社取締役会は、当該取締役会評価期間内において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものと致します。

また、独立委員会も上記と並行して大規模買付者からの提案等の評価及び検討等を行います。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会による決議

(i) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく当社株券等の大規模買付行為を開始したものと認める場合には、原則として、当社取締役会に対して、所要の対抗措置を発動することを勧告できるものと致します。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の上記勧告を最大限尊重の上、所要の対抗措置を発動することと致します。

(ii) 大規模買付ルールが遵守された場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の検討と、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、大規模買付者が総体としていわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

他方、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為がないしその提案の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により対抗措置不発動の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものと致します。その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものと致します。当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数によって決するものと致します。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は上記株主総会の決議に従って、対抗措置の発動又は不発動に関する決議を、遅滞なく行うものと致します。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為を実行してはならないものと致します。

(f) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合には、その有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと致します。但し、かかる有効期間前であっても、(i)当社取締役会若しくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合又は(ii)独立委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランはその時点で廃止されるものと致します。

(3) 本プランの合理性

(a) 政府指針、金融商品取引所の諸規則に則っていること

本プランは、会社法を始めとする企業法制、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しております。また、本プランは、東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」及び同取引所の諸規則等に則り、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。本プランは、株主の皆様の権利内容やその行使、当社株式の市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものです。

(b) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(c) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

(d) 対抗措置の発動に際して原則として株主の皆様のご意思を確認するプランであること

本プランは、大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為が開始された状況下で独立委員会が本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会がかかる対抗措置の不発動の勧告をする場合を除き、大規模買付者による大規模買付行為に対する本新株予約権の無償割当て等の対抗措置発動の是非について株主総会を開催することによって、株主の皆様のご意思を直接確認することを内容としております。

本プランは、このように、株主の皆様のご意思を確認した上で対抗措置を発動するものであるため、本プランの導入に際して株主総会の承認を得ることは必ずしも必要ではないと考えております。しかしながら、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する観点から、本定時株主総会において本プランの導入につき株主の皆様のご賛否を問い、本プランの導入が否決された場合には本プランを廃止することとしております。

(e) 本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能であること

当社取締役の任期は1年であり、1回の株主総会における通常決議による取締役の選解任を通じた取締役会の決議又は株主総会における本プラン廃止の通常決議により本プランを廃止することが可能です。

(f) 独立委員会の判断の重視

本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置し、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動又は不発動等について、当社の業務執行を行わず独立性を有している社外役員及び外部有識者から構成される独立委員会が勧告を行うこととしております。そして、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置について、独立委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を発動しない旨の決議を行うものとされております。

(g) ガイドラインの設定

当社は、本プランに係る各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています。当該ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

(h) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記(e)記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

上記 の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、上記 の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられ、上記 の取組みは、上記 の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記 の取組みは、上記 の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

上記 の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記 (1)及び(3)(b)等に記載のとおり、本プランは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして導入されたものであります。また、上記 (3)記載のとおり、本プランの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

重要な記載事項はありません。

(6) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第2四半期連結累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

計画完了

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資金額 (百万円)	資金調達方法	完了年月
提出会社	神奈川県 厚木市	国内物流事業	物流センター設備	1,733	自己資金及び 自己株式処分資金	平成25年 5月

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 完成後の能力増加については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

計画の変更

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
鴻池亜細亜物流(江蘇)有限公司	中国 江蘇州	国際物流事業	物流センター設備	800	125	自己資金	平成25年 3月	平成26年 10月

- (注) 1. 投資計画の見直しにより完了時期を変更致しました。なお、投資予定金額につきましても今後変更となる可能性があります。
 2. 金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 完成後の能力増加については、計画的把握が困難であるため、記載を省略しております。

新設計画の追加

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
提出会社	静岡県 駿東郡長泉町	複合ソリューション事業	物流センター設備	5,253	67	自己資金及び 借入金	平成25年 6月	平成27年 6月
関西陸運(株)	香川県 さぬき市	国内物流事業	土地・物流センター設備	900	-	自己資金及び 借入金	平成26年 1月	平成26年 10月

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 完成後の能力増加については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	132,917,764
計	132,917,764

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,449,601	28,449,601	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	28,449,601	28,449,601	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	-	28,449	-	1,688	-	896

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
鴻池運輸従業員持株会	大阪市中央区備後町二丁目6番8号	3,428	12.04
江之子島商事(株)(注)	大阪府豊中市寺内二丁目4番1号 緑地駅ビル6階	2,520	8.85
(株)C&I Holdings	東京都港区南青山三丁目8番37号	2,503	8.80
新日鐵住金(株)	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	2,451	8.61
鴻池 忠彦	大阪市中央区	1,882	6.61
大手町建物(株)	東京都港区西新橋一丁目15番1号	1,799	6.32
鴻池 一季	兵庫県芦屋市	1,741	6.12
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	1,240	4.35
大阪瓦斯(株)	大阪市中央区平野町四丁目1番2号	1,124	3.95
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	578	2.03
計	-	19,269	67.73

(注) 鴻池忠彦氏は江之子島商事(株)の議決権を50%所有しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,447,800	284,478	-
単元未満株式	普通株式 1,801	-	-
発行済株式総数	28,449,601	-	-
総株主の議決権	-	284,478	-

(注)単元未満株式には、当社所有の自己株式18株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,969	21,905
受取手形及び売掛金	39,395	38,473
未成工事支出金	158	37
貯蔵品	802	818
繰延税金資産	2,325	2,397
その他	2,810	2,973
貸倒引当金	78	77
流動資産合計	65,383	66,528
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	87,608	89,828
減価償却累計額	52,126	53,523
建物及び構築物(純額)	35,482	² 36,305
機械装置及び運搬具	45,416	44,957
減価償却累計額	37,606	37,438
機械装置及び運搬具(純額)	7,810	7,518
土地	40,975	² 38,299
リース資産	2,338	2,466
減価償却累計額	897	976
リース資産(純額)	1,441	1,489
建設仮勘定	1,013	^{2, 3} 3,296
その他	6,502	6,555
減価償却累計額	5,570	5,584
その他(純額)	931	970
有形固定資産合計	87,654	87,879
無形固定資産	2,561	2,455
投資その他の資産		
投資有価証券	6,832	8,441
長期貸付金	291	329
繰延税金資産	3,827	3,464
その他	4,487	4,452
貸倒引当金	232	221
投資その他の資産合計	15,208	16,466
固定資産合計	105,424	106,801
資産合計	170,807	173,329

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,899	12,591
短期借入金	4,177	3,118
1年内償還予定の社債	5,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	5,089	5,569
未払費用	8,325	8,398
未払法人税等	1,358	1,964
その他	10,843	9,154
流動負債合計	47,694	50,796
固定負債		
社債	13,000	8,000
長期借入金	17,287	16,403
繰延税金負債	396	425
再評価に係る繰延税金負債	2,357	2,357
退職給付引当金	14,529	14,804
役員退任慰労金引当金	1,988	1,858
その他	2,801	3,528
固定負債合計	52,360	47,377
負債合計	100,055	98,174
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,688	1,688
資本剰余金	755	755
利益剰余金	71,613	73,909
自己株式	0	0
株主資本合計	74,057	76,353
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,416	2,128
土地再評価差額金	4,763	4,763
為替換算調整勘定	1,429	194
その他の包括利益累計額合計	4,776	2,830
少数株主持分	1,471	1,632
純資産合計	70,752	75,155
負債純資産合計	170,807	173,329

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	115,837	114,696
売上原価	105,834	104,893
売上総利益	10,003	9,803
販売費及び一般管理費	¹ 5,424	¹ 5,582
営業利益	4,579	4,220
営業外収益		
受取利息	42	42
受取配当金	85	161
投資有価証券評価損戻入益	3	94
その他	126	168
営業外収益合計	257	466
営業外費用		
支払利息	304	265
その他	144	51
営業外費用合計	448	316
経常利益	4,388	4,370
特別利益		
固定資産売却益	58	18
その他	-	0
特別利益合計	58	19
特別損失		
固定資産除売却損	75	74
その他	153	46
特別損失合計	229	121
税金等調整前四半期純利益	4,217	4,268
法人税、住民税及び事業税	1,641	1,714
法人税等調整額	183	52
法人税等合計	1,825	1,661
少数株主損益調整前四半期純利益	2,391	2,606
少数株主利益	24	38
四半期純利益	2,367	2,568

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,391	2,606
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	160	724
為替換算調整勘定	84	1,313
その他の包括利益合計	75	2,037
四半期包括利益	2,316	4,644
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,292	4,512
少数株主に係る四半期包括利益	24	131

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,217	4,268
減価償却費	3,147	3,275
のれん償却額	129	80
貸倒引当金の増減額(は減少)	15	14
退職給付引当金の増減額(は減少)	94	274
役員退任慰労金引当金の増減額(は減少)	50	130
受取利息及び受取配当金	127	203
支払利息	304	265
為替差損益(は益)	6	12
固定資産売却益	58	18
固定資産除売却損	75	74
投資有価証券評価損益(は益)	152	3
売上債権の増減額(は増加)	278	1,140
たな卸資産の増減額(は増加)	87	106
その他の資産の増減額(は増加)	167	60
仕入債務の増減額(は減少)	652	561
その他の負債の増減額(は減少)	172	661
その他	138	0
小計	7,388	9,175
利息及び配当金の受取額	119	196
利息の支払額	303	271
法人税等の支払額	2,265	1,080
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,938	8,020
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	0	417
短期貸付金の純増減額(は増加)	144	9
有形固定資産の取得による支出	1,945	3,900
有形固定資産の売却による収入	85	59
無形固定資産の取得による支出	273	267
投資有価証券の取得による支出	129	526
投資有価証券の償還による収入	-	100
長期貸付けによる支出	17	46
長期貸付金の回収による収入	16	8
その他	40	30
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,160	4,951

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	76	1,059
長期借入れによる収入	3,100	-
長期借入金の返済による支出	3,541	476
配当金の支払額	125	284
少数株主への配当金の支払額	12	12
その他	149	158
財務活動によるキャッシュ・フロー	804	1,991
現金及び現金同等物に係る換算差額	14	401
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,988	1,479
現金及び現金同等物の期首残高	12,596	19,893
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	201	36
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 14,786	¹ 21,409

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、KONOIKE ASIA(THAILAND)CO.,LTD.は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

(1) 銀行借入金に対する債務保証

前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)	
青海流通センター(株) (当社の他14社による連帯保証、 総額584百万円)	16百万円	青海流通センター(株) (当社の他14社による連帯保証、 総額492百万円)	13百万円
大阪港総合流通センター(株) (当社の他7社による連帯保証、 総額688百万円)	104	大阪港総合流通センター(株) (当社の他7社による連帯保証、 総額595百万円)	90
神戸港島港運協同組合 (佐野運輸(株)の他3社による連帯 保証、総額270百万円)	67	神戸港島港運協同組合 (佐野運輸(株)の他3社による連帯 保証、総額275百万円)	68
協同組合東京海貨センター 従業員	13 6	協同組合東京海貨センター 従業員	12 1
計	208	計	186

2 銀座六丁目10地区第一種市街地再開発事業(東京都中央区)の権利変換計画に伴い、建物及び構築物49百 万円、土地2,909百万円を建設仮勘定に振替計上しております。

3 圧縮記帳額

都市再開発法による第一種市街地再開発事業の施行に伴う権利変換により有形固定資産の取得価額から直接減額している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
建設仮勘定	- 百万円	411百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
役員報酬	407百万円	404百万円
社員給与金	1,801	1,937
社員賞与金	594	534
福利厚生費	417	437

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	14,859百万円	21,905百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	72	496
現金及び現金同等物	14,786	21,409

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月15日 取締役会	普通株式	125	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月14日 取締役会	普通株式	125	5.00	平成24年9月30日	平成24年12月10日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月15日 取締役会	普通株式	284	10.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額10円00銭には、上場記念配当5円00銭が含まれております。

2. 基準日が当第2四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月7日 臨時取締役会	普通株式	426	15.00	平成25年9月30日	平成25年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額(注)3
	複合ソリュー ション事業	国内物流事業	国際物流事業	合計				
売上高								
外部顧客への 売上高	76,330	25,266	14,239	115,837	0	115,837	-	115,837
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	590	1,286	97	1,974	37	2,011	2,011	-
計	76,921	26,552	14,336	117,811	38	117,849	2,011	115,837
セグメント利 益	6,024	647	407	7,079	12	7,092	2,513	4,579

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループの資産運用業務等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 2,513百万円には、セグメント間取引消去56百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,569百万円が含まれております。全社費用は、当社の本社総務部門等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

重要な変動はありません。

(重要な負ののれんの発生益)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額(注)3
	複合ソリュー ション事業	国内物流事業	国際物流事業	合計				
売上高								
外部顧客への 売上高	74,300	25,353	15,042	114,696	0	114,696	-	114,696
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	620	1,152	51	1,824	37	1,861	1,861	-
計	74,920	26,506	15,094	116,521	37	116,558	1,861	114,696
セグメント利 益	5,730	396	690	6,817	12	6,829	2,608	4,220

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループの資産運用業務等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 2,608百万円には、セグメント間取引消去38百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,647百万円が含まれております。全社費用は、当社の本社総務部門等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、各報告セグメントを構成する事業本部に所属する営業所の一部について、主要顧客ならびに事業内容の変化に対応するため、所属する事業本部を変更いたしました。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、当該変更を反映し作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

重要な変動はありません。

(重要な負ののれんの発生益)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	94円68銭	90円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	2,367	2,568
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	2,367	2,568
普通株式の期中平均株式数 (千株)	25,003	28,449

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成25年11月 7 日開催の臨時取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(1) 中間配当による配当金の総額 426百万円

(2) 1 株当たりの金額 15円00銭

(3) 支払請求の効力発生日及び支払い開始日 平成25年12月 6 日

(注) 平成25年 9 月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月6日

鴻池運輸株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻内 章	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目細 実	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている鴻池運輸株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、鴻池運輸株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。